

**5分で読める  
保険契約の  
クーリングオフと  
自動車保険の  
告知&通知義務**

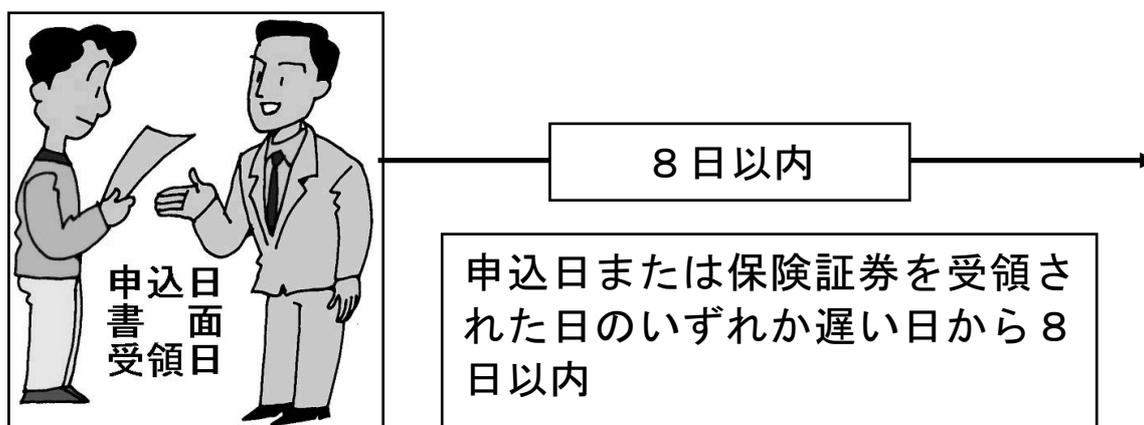
平成23年9月

# 1. 保険契約の クーリングオフ(契約申込みの撤回等について)

ご契約者が個人で、保険期間が1年を超える契約の場合、ご契約お申込み後であっても、次のとおり契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。



- ①ご契約を申し込まれた日または保険証券を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であればクーリングオフをすることができます。



**②期間内(8日以内の消印のみ有効)に保険会社の本社に必ず郵便で通知します。**

- ・ 契約を扱った代理店は、クーリングオフを受け付けることはできません。
- ・ すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、そのことを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。



本社宛郵便送付



代理店は受付できない

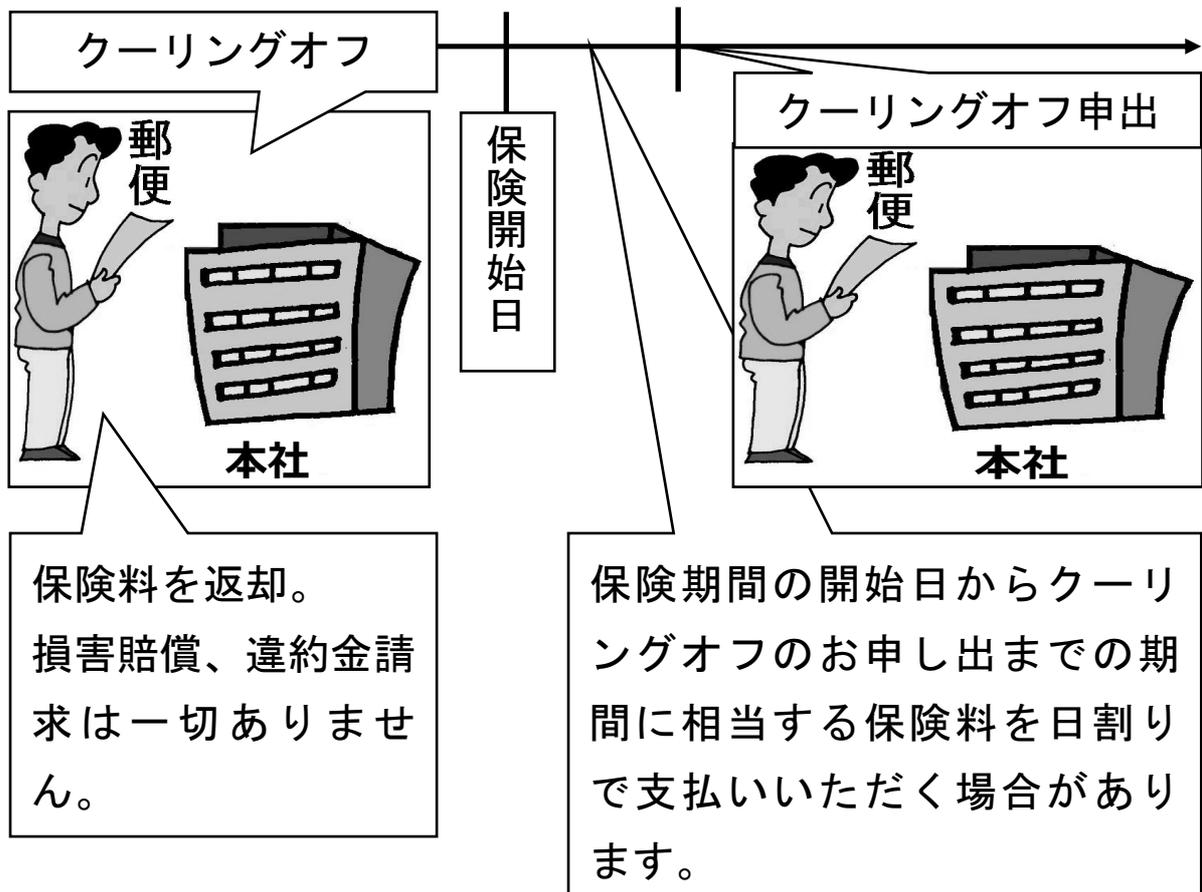


保険金支払事由が生じている場合はクーリングオフ申し出の効力は生じない

③クーリングオフをされた場合には、すでに払い済みいただいた保険料は、すみやかに返します。

また、保険会社および代理店はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

ただし、保険期間の開始日以降にクーリングオフをされた場合は、保険期間の開始日（保険期間の開始日以降に保険料が支払われた時は、保険会社が保険料を受領した日）からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を日割りで支払いただく場合があります。





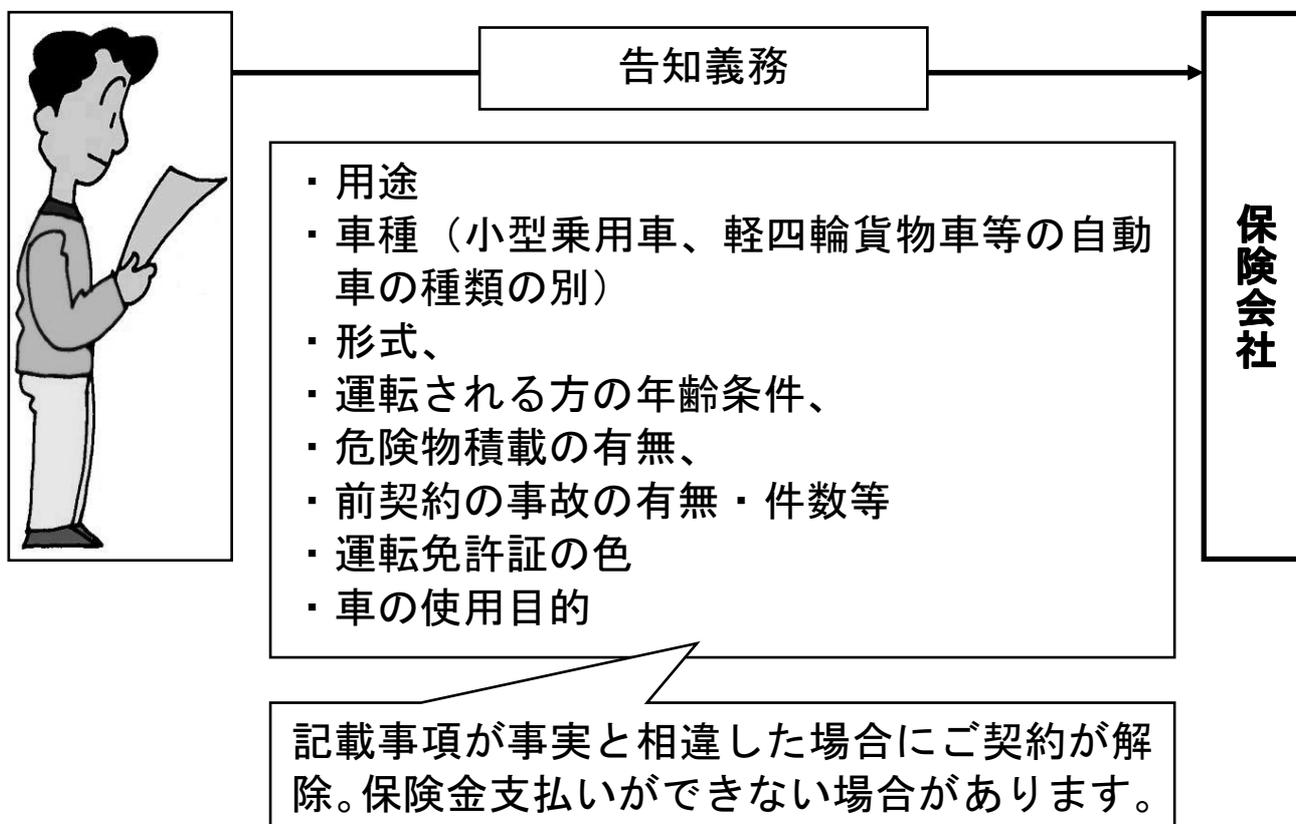
**⑤次のご契約はクーリングオフをすることができませんのでご注意ください。**

- ・ 保険期間が1年以内のご契約（自動継続特約を付帯した契約を含みます。）
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・ 質権が設定されたご契約、リースカーをご契約のお車とするご契約
- ・ 通信販売特約により申し込まれたご契約  
（インターネットのウェブサイト方式により申し込まれたご契約を除きます。）
- ・ 保険金または解約返れい金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

## 2. 告知義務

### 契約締結時における注意事項…告知義務

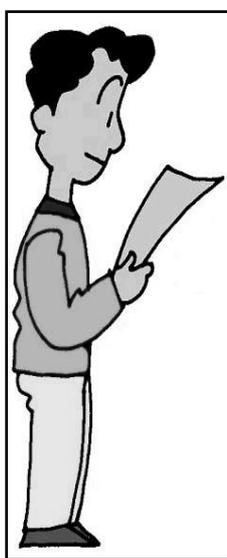
ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務（告知義務）があります。申込書の記載事項が事実と相違している場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。特に用途・車種（小型乗用車、軽四輪貨物車等の自動車の種類の別）形式、運転される方の年齢条件、危険物積載の有無、前契約の事故の有無・件数等にご注意ください。なお、型式および初度登録（検査）年月については自動車検査証等で必ずご確認ください。前契約には、損害保険会社の自動車保険契約のほか、農協共済、全労災等一部自動車共済契約を含みます。



### 3. 通知義務等

#### 契約締結後における留意事項…通知義務

下記のような場合には、直ちにご契約の代理店までご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合や追加保険料のお支払いがないまま万一事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがありますのでご注意ください。



#### 通知義務

- ①お車を入替するとき
- ②お車を譲渡するとき
- ③お車の使用目的を変更するとき
- ④記名被保険者が変更になったとき
- ⑤年齢条件を変更するとき
- ⑥事故が発生した場合
- ⑦保険証券または申込書の記載事項に重要な変更を生じさせるような事実が発生し、かつ、危険が著しく増加する場合
- ⑧ご住所を変更するとき

保険会社

ご連絡が遅れた場合や追加保険料のお支払いがないまま万一事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがありますのでご注意ください。